

位置情報プライバシーレポートについて

平成28年4月21日
事務局

経緯

- 電気通信事業者が取得する位置情報は、適切な利活用により、防災や街づくり等への活用や、利用者にとって有用なサービスの展開など、パーソナルデータとしての利活用が高く期待される。
- これを受け、総務省は「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」において、電気通信事業者が取得する位置情報について、通信の秘密や個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、ビジネス利用も含めたその社会的利活用を促進するための整理を行い、「位置情報プライバシーレポート」として公表（平成26年7月）。

概要

○位置情報一般について




- 電気通信事業者は、原則として、その提供するサービスごとに、**位置情報の取得・利用・第三者提供について、個別かつ明確に利用者の同意を得ることが必要。**
- 同意を取得する前に、**位置情報を取得されることに伴うプライバシー上のリスクについて利用者が理解できるような説明・表示を行うべき。**
- 「十分な匿名化」がされた位置情報については、個人を特定されるリスクが大きく低減されており、利用者の同意なく利用・第三者提供することが可能**（ただし、通信の秘密に該当するものは除く。）。その場合であっても、その**位置情報の取扱いについて、分かり易く説明・表示を行うべき。**

※ 十分な匿名化:再特定化・再識別化が不可能又は極めて困難と言える程度に加工すること

○通信の秘密に該当する位置情報について

- 通信の秘密に該当する個人情報を加工した上で、利用・第三者提供することは、**利用者の有効な同意がない限り、通信の秘密の侵害に当たりうる。**
- もっとも、通信の秘密に係る位置情報を「十分な匿名化」した上で、利用・第三者提供することは、**一定の要件を満たしている場合であれば、契約約款等に基づく事前の同意であっても、有効な同意とすることができる。**

- 電気通信事業者が取り扱う「位置情報」には「**基地局に係る位置情報(位置登録情報)**」、「**GPS位置情報**」、「**Wi-Fi位置情報**」の3つがある。
- **位置情報が個々の通信に関係する場合、通信の構成要素であることから電気通信事業法上の通信の秘密として保護される。**
- **通信の秘密に該当しない位置情報についても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高いこと等から、電気通信事業者は、第三者提供に当たっては、原則として、利用者の同意を得ることが必要等、通常の個人情報と比べ高いレベルの保護が電気通信事業分野個人情報保護ガイドラインで定められている。**

		概要	通信の秘密・個人情報への該当性、他の識別情報との結びつき	取得の経緯	精度
①基地局に係る位置情報 	個々の通信の際に利用される基地局の位置情報	個々の通信の際に把握される利用者の基地局に係る位置情報	<ul style="list-style-type: none"> 通信の秘密に該当 契約者情報と紐づくため、個人情報 	通信時に取得	基地局単位 (数百m)
	位置登録情報	移動体端末が着信等を行うために、移動体端末がどの基地局のエリア内に所在するかを明らかにするため、自動的に取得される位置情報	<ul style="list-style-type: none"> 契約者情報と紐づくため、個人情報 	通信の前提として取得	
②GPS位置情報		携帯端末のGPS機能により端末の具体的な所在地を示す情報。利用者が当該情報を取得する機能・サービスを利用する際に取得される。	<ul style="list-style-type: none"> 他の個人情報と紐づく場合、個人情報 	利用者が当該情報を取得する機能・サービスを利用する際に取得されるが、設定によりバックグラウンドで取得されることもある。	緯度経度 (数m～)
③Wi-Fi位置情報 	端末利用者とアクセスポイント設置者との間の通信に基づく位置情報	端末がアクセスポイントと接続し、外部と通信を行う前提として、端末がMACアドレス等をアクセスポイントに送信することにより接続可能な位置情報	<ul style="list-style-type: none"> 他の個人情報と紐づく場合、個人情報 MACアドレスと紐づく 	通信の前提として取得	アクセスポイント単位 (数m～)
	端末利用者がアクセスポイントから外部と通信を行うことで把握される位置情報	端末が特定のアクセスポイントと接続し、外部と通信を行うことにより、把握可能な位置情報	<ul style="list-style-type: none"> 通信の秘密に該当 他の個人情報と紐づく場合、個人情報 MACアドレスと紐づく 	通信時に取得	

五十音順・敬称略
26年5月23日現在

【座長】 長谷部 恭男	早稲田大学大学院法務研究科教授
木下 剛	シスコシステムズ合同会社専務執行役員
木村 たま代	主婦連合会
古賀 靖広	KDDI株式会社 渉外・広報本部 渉外部長
佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
柴崎 亮介	東京大学空間情報科学研究センター教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
高田 昌彦	株式会社NTTドコモ 法務部担当部長
高橋 克巳	NTTセキュアプラットフォーム研究所 主幹研究員
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
北條 博史	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンド プラットフォーム株式会社 取締役 サービス開発部長
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
森川 博之	東京大学先端科学技術研究センター教授
山下 純司	学習院大学法学部教授
吉野 充信	ソフトバンクモバイル株式会社 渉外本部 渉外企画部 部長

※ このほか国立情報学研究所 佐藤一郎教授に、匿名化に関してご発表・ご協力いただいた。

7. 今後の取組み

(1) 本検討会の整理を踏まえた位置情報の取扱い

現状、電気通信事業者が取り扱う個人情報及び通信の秘密については、個人情報保護ガイドライン及びその解説の形でとりまとめられているが、下記の実証や今後見込まれている保護法の改正の状況を踏まえ、位置情報の取扱いを個人情報保護ガイドライン及び解説に反映させることが適当である。

(2) 公的分野での利活用の実証

利用目的、主体、取扱い方法に応じたプライバシー上のリスクや利用者の受容度等とこれに応じた取扱いの在り方については、実証を行っていくことが必要である。公的目的に限っても、大規模災害時の救助・捜索といった人の生命・身体に関わる極めて公共性の高いものから観光振興のように関連する企業等の事業活動に帰着するものまで広範であり、また、公的主体についても、国や地方公共団体から非営利団体まで幅広く存在している。まずは、利用者からの理解が得られやすい災害救助・防災分野といった公共性の高い分野における、国、地方公共団体といった公的主体への第三者提供について、実証を進めていくべきであると考えられる。

(3) 加工した位置情報の適切な利活用

「十分な匿名化」の水準については、共通の性質を有するデータセットについて、同様の利活用を行う事業者間で、その共通的な基準について検討を進めていくことが必要であると考えられる。とりわけ通信の秘密に該当する位置情報については、総務省及び関係事業者において引き続き検討をしていくことが必要である。また、その際には、一般的・抽象的基準を設定するだけでなく、具体的にどのような場合であれば、そのような基準に合致しているといえるかについて実証し、明らかにしていくことが必要である。

通信の秘密に該当する位置情報については、加工の方法・管理運用体制(「十分な匿名化」をする過程で作成される情報の管理体制を含む。)の適切性について、適切に評価・検証が行われることが求められると考えられ、その在り方について、総務省及び関係事業者において引き続き検討していく必要があると考えられる。具体的には、プライバシー影響評価(PIA)を実施することや、その評価基準(「十分な匿名化」の水準に合致していることの基準を含む)、評価方法、第三者による検証、評価・検証結果の公表・報告・意見募集、PDCAサイクルによる見直し等について検討する必要があると考えられる。

また、総務省及び関係事業者において、具体的な加工の方法・管理運用体制の在り方について、安全性を確保するための技術(暗号化、秘密分散技術等)等も含め、実証・検証も進めていくべきと考えられる。